タクシー料金助成事業

第三期 住んでよかったプロジェクト

●助成対象要件　　下記①、②のいずれかに該当する人

No	要　件		備　考
①	運転免許証を持っている人がいない世帯	概ね65歳以上、または障害者手帳等を持っている	運転免許証を持っている人が転入された場合は返還となります。
②	運転免許証を持っている人が入院・入所している世帯		運転免許証を持っている人が運転できる状態になり次第対象者証を返還していただきます。

●助成金額　　南関町内のタクシー会社を利用した場合、利用料金の**半額**
※他の料金優遇措置を受ける場合は、その額を控除した料金の半額

●利用回数　　月６回（片道で１回とみなします）

●利用区間　　【町内】どこでも可
【町外】玉名市・和水町・山鹿市・荒尾市・大牟田市・みやま市の医療機関
※上記市町以外の医療機関に通院の場合、駅・バス停まで利用することができます。（要事前申請）

●申請期間　　随時(対象者証の有効期限は令和５年４月１日～令和７年３月３１日まで)

●申請に必要なもの

新規登録	印鑑、顔写真、障害者手帳等の写し	※対象者証用の写真は、役場で撮影することもできます。 2.5cm×3cm 程度のサイズ
更新手続	現在使用中の対象者証、印鑑、顔写真	

●利用方法

①「タクシー料金助成登録申請書」を町に提出（新規登録）
②「タクシー料金助成対象者証」と「タクシー料金助成交付申請書兼受領委任書」を3～5日程度で申請者宛に郵送
③タクシーの予約時に「南関町タクシー料金助成を利用します」と伝える
④乗車時に対象者証を呈示し、交付申請書兼受領委任書を運転手に渡す
⑤降車時にタクシー料金の半額を支払う

●その他

・対象者証は、他人に譲渡したり不正に使用してはいけません。
・虚偽の申請、その他不正行為があった場合は、助成金を返還していただきます。

問合せ先
南関町役場　まちづくり課
電話：0968-57-8501